

高額療養費の自己負担限度額の引き上げと 年間上限額の新設について

健康保険法の改正により、令和8年8月診療分から、高額療養費制度が見直されます。今回の改正では、月ごとの自己負担限度額が引き上げられる一方で、長期間にわたり治療を受ける方の負担軽減を目的として、新たに「年間上限額」が設けられます。

今回の改正は、令和8年8月診療分から令和9年7月診療分までとなり、令和9年8月診療分から区分はさらに細分化されます。令和9年8月診療分以降につきましては、来年の法改正時にご案内いたします。

※当健康保険組合独自の付加給付制度に（※1）変更はありません。従前どおり、付加給付の支給要件に該当する場合は、高額療養費に加えて給付を受けることができます。

70歳未満

改正前

区分	標準報酬月額	自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% [140,100円]
イ	53万円以上 83万円未満	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% [93,000円]
ウ	28万円以上 53万円未満	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% [44,400円]
エ	28万円未満	57,600円 [44,400円]
オ	低所得者	35,400円 [24,600円]

改正後

新設

自己負担限度額	年間上限額※2
270,300円＋ (医療費－901,000円)×1% [140,100円]	1,680,000円
179,100円＋ (医療費－597,000円)×1% [93,000円]	1,110,000円
85,800円＋ (医療費－286,000円)×1% [44,400円]	530,000円
61,500円 [44,400円]	530,000円
36,900円 [24,600円]	290,000円

70歳以上

改正前

所得区分		自己負担	自己負担限度額（世帯ごと）	
			外来 （個人ごと）	
標準報酬月額 83万円以上	現役並みⅢ	3割	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% [140,100円]	
標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	現役並みⅡ		167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% [93,000円]	
標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	現役並みⅠ		80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% [44,400円]	
一般		2割	18,000円 [年間上限額 144,000円]※2	57,600円 [44,400円]
低所得者	Ⅱ		8,000円	24,600円
	Ⅰ (年金収入 80.67万円 以下等)			15,000円

改正後

新設

自己負担限度額（世帯ごと）	年間上限額※2
外来 （個人ごと）	
270,300円＋ (医療費－901,000円)×1% [140,100円]	1,680,000円
179,100円＋ (医療費－597,000円)×1% [93,000円]	1,110,000円
85,800円＋ (医療費－286,000円)×1% [44,400円]	530,000円
22,000円 [年間上限額 216,000円]※2	530,000円
11,000円 [年間上限額 96,000円]※2	290,000円
8,000円	180,000円

[] 内は、1年（直近12か月）の間に同一世帯で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担限度額（多数該当の限度額は据え置き）。

※1 自己負担額（1か月、1件ごと。高額療養費は除く）から25,000円を控除した額（100円未満四捨五入）。

※2 年間上限額は8月から翌年7月までの累計額。

